

大阪市立大宮小学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和6年9月より

1. いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第2条は、「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう、と定義している。

2. 本校の基本方針のポイント

本校では、「いじめはどの学校・どの学級でも起こりうるもの」という基本認識のもと、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないため、未然防止・早期発見・早期対応をめざし、以下の3点をポイントとして取組みを進める。

- ① いじめを絶対に許さない学校の雰囲気づくりに関する取組み
- ② 未然防止・早期発見のための取組み
- ③ 家庭・地域との連携

3. いじめの未然防止について

＜基本姿勢＞

いじめは、どの児童にも起こりうる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための取組みを全教職員で行う。

(1)授業改善

- ① 学習規律の確立や配慮を要する児童への対応
 - ・安全で楽しい学校生活を送るための学校のきまりを守る児童を育成する。
- ② 相互公開授業等「わかる授業」づくり（授業力の向上）
 - ・研究協議を伴う研究授業・相互授業参観を充実させ、教員の授業力を高める。

(2)自己有用感の育成

- ① 一人一人が活躍することができる活動の充実
- ② 友だちや教職員と関わり、人とのつながりを感じることのできる集団づくり
 - ・異学年集団活動を通して、全校児童のつながりを深める活動内容を工夫する。
- ③ 児童を認め、讃める指導の充実

(3)いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

- ① 道徳教育や学級活動の充実
 - ・道徳の時間をはじめすべての教育活動を通じて、生命の大切さ・自分を大切にすること・他との関わり方等を、発達段階に応じて指導するとともに、多様な指導方法を研究する。
- ② 「傍観者」もいじめに加担していることを認識させる指導

③ 情報モラルに関する取組み

4. いじめの早期発見について

＜基本姿勢＞

いじめは、大人の目につきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって早期発見に努める。

- ① 児童観察の充実と情報の共有化
- ② アンケート調査の活用、教育相談（個人面談）の実施
- ③ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用
- ④ いじめ相談窓口の周知

5. いじめの早期解決についての取組み

＜基本姿勢＞

発見・通報を受けた場合は特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上や児童の人格の成長に主眼をおいた指導を行う。

- ① いじめ事案を委員会（管理職等）へ報告する体制づくり
- ② 全教職員が協力して問題解決に取り組むための組織づくり
- ③ 被害児童の保護、加害児童への指導
- ④ 家庭・地域との連携

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1)学校内の組織 「いじめ防止対策委員会」

- ① <構成> 管理職、教務主任、生活指導部長、養護教諭、人権教育主担、学年主任、特別支援教育コーディネーター、（該当学年）
- ② <役割>
 - ・学校基本方針に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
 - ・いじめに係る情報や、児童の問題行動に関する情報の収集や記録、共有を行う。
 - ・いじめに係る情報があった場合には、緊急会議を開催し迅速な情報の共有、関係児童への聴き取り、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。
- ④ <調査>
 - ・児童対象いじめアンケート調査 年3回（5月・9月・1月）
 - ・教育相談を通じた学級担任による児童からの聞き取り調査 年3回（5月・9月・1月）
- ⑤ <研修会>
 - ・児童理解（毎月職員会議の初め）
 - ・人権教育研修会（11月）
 - ・生活指導研修会（3月）

(2)保護者や地域・関連機関との連携

- ① ホームページや学校だよりなどによる情報発信・啓発

- ② 学校協議会への報告・協力依頼
 - ③ いじめ防止対策委員会への地域諸団体や関連諸機関の参加要請
- (3)取組内容の検証
- ① PDCAサイクルの活用や「運営に関する計画」との関連
 - ② 未然防止の推進・再発防止に関しての改善方法

7. 重大事案への対処

- ① 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」、「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して調査および対応を行う。
- ② 学校の対応（隠蔽しない・誠意ある対応・窓口の一本化）
- ③ 調査組織の設置や事実関係の明確化
- ④ 被害児童及びその保護者への適切な情報提供
- ⑤ 教育委員会への報告

※ いじめ発見の際の流れ

